

Title	慶應義塾大學藝文學會規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学文学部藝文学会
Publication year	1955
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.4, (1955. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00040001-0185">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00040001-0185</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

第一章 總則

第一條

本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。

第二條

本學會の事務所は東京都港区芝三田二ノ二慶應義塾大學文學部文學科研究室内に置く。

第三條

本學會は第二條に定められた目的を達成するために左の事業を行う。

第四條

本學會の學術研究を助成する事業。

第五條

本學會の學術研究を發表する事業。

第六條

本學會の學術研究を助成する事業。

第七條

本學會の學術研究を助成する事業。

第八條

本學會の學術研究を助成する事業。

第九條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十一條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十二條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十三條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十四條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十五條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十六條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十七條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十八條

本學會の學術研究を助成する事業。

第十九條

本學會の學術研究を助成する事業。

第二十條

本學會の學術研究を助成する事業。

第二十一條

本學會の學術研究を助成する事業。

本學會は「慶應義塾大學藝文關係の教授、助教授、講師、助手、副手、及び入會者を希望する卒業生」並びに會員二名以上の推薦により委員會の承認を得た會員はその研究を機關誌「藝文研究」及び本會學術發表會で發表することが出来る。會費は別に定めるところに従う。

第三章 役員を置く。

第一、委員長 一名

第二、委員 若干名

委員長は會員の選舉によつて慶應義塾大學藝文關係の在職者中から選ばれる。委員は委員中から會計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長の補佐して會務を執る。但し重任を妨げない。

各役員は任期は一年とする。

第四章 總會と委員會とを開く。

本學會は總會と委員會とを開く。

總會は委員長がこれを招集し、會員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多数決による。

委員會は毎年一回開催し、役員の変更、會務報告等を行う。

委員會は隨時これを開く。

第五章 會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

本學會の經常費は財団法人慶應義塾その他よりの補助金並びに會費寄附金及びその他の収入を以てこれに當る。

昭和三十年二月十五日 印刷  
 昭和三十年二月二十日 發行  
 定價貳百圓

編集者兼 發行所 慶應義塾藝文學會  
 東京 都 新宿區 神樂坂一ノ二  
 西 脇 順 三 郎  
 印刷所 研究社印刷株式會社